

## 高齢者能力活用施設における飲料自動販売機設置運営事業公募要領

## 1 設置場所

施設名	台数	設置場所	貸付面積※ <sup>1</sup>	販売品目	最低貸付料(年額)
高齢者能力活用施設	1台	屋外	2.00 m <sup>2</sup>	飲料(缶・ペットボトル)	50,000円※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup>面積には、空容器回収箱の設置スペースを含みます。

※<sup>2</sup>貸付料は非課税となります。

## 別図「自動販売機設置場所」のとおり

## 2 貸付期間

令和8年2月1日(日)から令和13年1月31日(金)まで

※設置日は、令和8年2月27日(金)までとします。

## 3 日程

受付期間 令和7年12月10日(水)～令和7年12月19日(金)

(土・日曜日を除く)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

入札書送付期限 令和8年1月19日(月)必着

入札日 令和8年1月20日(火)午前9時00分

契約期限 令和8年1月27日(火)

## 4 入札参加資格

(1) 競争入札参加資格認定がされていること。(詳細は、相模原市ホームページ:

トップページ > 産業・ビジネス > 入札・契約 > (4) 各種様式 > 競争入札参加資格認定申請等 > かながわ電子入札共同システム(外部リンク) > 入札情報サービスシステム > 県央地区 相模原市 > 資格者名簿(物品) > その他の物品(チェック)をご確認(検索)ください。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(令和7年6月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 引き続き1年以上、飲料自動販売機の設置営業を営んでいること。

(5) 法人税又は所得税の未納がないこと。

(6) 相模原市への納税義務がある場合には、市民税に未納がないこと。

(7) 参加する者が個人である場合には、その者が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと又は法人等である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係に有すると認め

られないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められること。

（8）事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できません。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

（9）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。

## 5 契約上の主な条件

### （1）賃貸借契約の内容

本件賃貸借契約は、地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく賃貸借契約です。

### （2）賃貸借物件の用途等

賃貸借物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機及び空容器回収箱の設置・運営に伴う工事費用、電気料等の費用は賃借人の負担とします。

### （3）禁止事項

ア 貸付物件は、指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 貸付物件に設置する自動販売機は、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

### （4）資料の提出

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況は、年度ごとに相模原市に報告しなければなりません。また、賃貸人が必要があると認めるときは、賃借人に対して、その参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、賃借人は必ず賃貸人に協力しなければなりません。

### （5）貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡します。

返還は、引き渡し時点と同じ状態に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができると明らかになった場合は、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

### （6）自動販売機及び空容器回収箱の設置については、次のとおりとしてください。

ア 自動販売機及び空容器回収箱が、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

ウ 貸付期間の開始後、賃貸人の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び空容器回収箱を設置し、設置後はその完了した旨を賃貸人に報告すること。

エ 転倒防止などの安全に配慮して、自動販売機及び空容器回収箱等を設置すること。

オ 電気工事等を必要とするときは、賃貸人の指示に従って行い、工事完了後はその旨を直ちに賃貸人に報告し、検査を受けること。

カ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は賃貸人の日常管理責任の

範囲外とする。

キ 上記ウの報告後、賃貸人が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い速やかに是正すること。

(7) 販売品については、次のとおりとしてください。

ア 販売品は缶・ペットボトルの飲料とし、いずれも酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除くこと。

イ 販売品の維持管理及び補充は、賃借人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(8) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとしてください。

ア 販売品補充のための搬入及び飲料容器等の回収頻度、方法、時間帯等については、賃貸人の指示に従うこと。

イ 賃貸人の指示に従い、缶・ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。

(9) 自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置してください。

## 6 入札申込手続

申込にあたっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認のうえ、お申込ください。※現地への状況確認の際は、予め高齢・障害者福祉課へご連絡をお願いします。

(1) 受付期間

令和7年12月10日（水）～令和7年12月19日（金）（土・日曜日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階高齢・障害者福祉課事務室

電話 042-769-8354（直通）

FAX 042-759-4395

(3) 申込方法

受付場所に直接書類を持参してください。

※郵送での受付も可とします。その場合は事前にFAXにて「入札参加申込書」の写しを送付後、高齢・障害者福祉課へ「入札参加申込書」とその他必要書類を一般書留又は簡易書留郵便にて送付してください。

【令和7年12月19日（金）必着】

(4) 必要な書類

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

ウ 法人税の納税証明書（法人の場合）

エ 所得税の納税証明書（個人の場合）

オ 法人市民税又は個人市民税の納税証明書（相模原市内に本社又は事業所がある法人又は相模原市民の場合）

※納税証明書はそれぞれ未納がないこと。

※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※イ～オの書類については全て行政窓口や証明書交付機で発行されたもの（原本）を提出してください。コピー機等による複製されたものは無効です。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※必要と判断した場合は上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

## 7 入札について

### （1）入札及び開札の日時

令和8年1月20日（火）午前9時00分

### （2）入札方法

入札書を一般書留又は簡易書留郵便にて郵送して行います。

### （3）入札時の注意

ア 「郵便入札の注意事項」をよく読み、指定された方法で入札書を送付してください。

イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載してください。

ウ 投函した入札書の差し替え又は撤回は出来ませんので、十分ご注意ください。

## 8 入札の無効及び失格

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

### （1）入札参加の資格を有しない者の入札

### （2）入札書に記名のないもの、金額の記載のないもの又はその他の要件が認知しがたい入札

### （3）入札に関し、不正行為があったものの入札

### （4）最低貸付料に達しない貸付料で入札した者の入札

### （5）その他、この公募要領で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 9 落札者の決定

（1）落札者は、最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とします。

（2）落札者となるべき者が2人以上いるときは、くじによって落札者を決定します。

## 10 契約の締結

落札者は、令和8年1月27日（火）までに市有財産借受申請書を提出していただいた上で、相模原市と市有財産賃借契約を締結していただきます。

契約書（案）は別紙のとおりです。なお、契約は年額で行います。

また、契約に要する費用は、賃借人（落札者）の負担となります。なお、期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となります。

## 11 貸付料

貸付料は、賃貸人が発行する納入通知書により、年度ごとに指定する期日までに納入してください。

## 12 自動販売機に係る電気料

自動販売機に係る電気料については、賃貸人が発行する納入通知書により指定する期日までに納入してください。

1 3 入札結果の公表

入札結果については、その内容（落札金額）を相模原市ホームページにて公表します。

1 4 お問い合わせ

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課

電話 : 042-769-8354 (直通)

FAX : 042-759-4395

e-mail : [k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp)